

承認第8号

専決処分を報告し、承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年9月5日提出

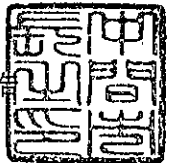
中間市長 福田 浩

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、中間市が管理する道路において発生した事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて、下記のとおり専決処分する。

平成29年8月15日

中間市長 福田 浩



記

1 相手方

[Redacted]

2 事故の概要

(1) 事故発生日時

平成29年4月21日午後4時頃

(2) 事故の発生場所

[Redacted]

(3) 事故の状況

相手方が、中間市が管理する歩道を午後4時頃に歩行中、歩道中央付近の街灯ポールに衝突の上転倒し、第2及び第5腰椎を圧迫骨折した。

3 損害賠償の額

346,613円

4 和解の趣旨

- (1) 市は、相手方に対して、本件事故に関する損害賠償債務として金346,613円の支払義務があることを認める。
- (2) 市は、相手方に対し、前号の損害賠償の額を相手方が指定する口座に支払う。
- (3) 市と相手方とは、本件事故に関して双方とも裁判上又は裁判外において一切の異議申立てをしない。